

第3編 資料

1 よくある質問

事業者等からよくある質問をまとめてあります。該当する事例や似ている事例がありましたら、参考にしてください。

(1) VOCの定義について

Q1-1 揮発性有機化合物(VOC)の定義について

A1-1 本条例のVOCの定義は大気汚染防止法の定義に合わせています。

したがって、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(メタンとフロン類を除く。)をいいます。

【大気汚染防止法抜粋】

(定義等)

第2条

4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)をいう。

【大気汚染防止法施行規則抜粋】

(揮発性有機化合物から除く物質)

第2条の2 法第2条第4項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(1) メタン

(2) クロロフルオロメタン(別名HCFC-22)

(3) 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)

(4) 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)

(5) 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)

(6) 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225ca)

(7) 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225cb)

(8) 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン(別名HFC-43-10mee)

Q1-2 アルコール類はVOCに該当しますか。

また、VOCは大気中に放出される時の温度によりますか。

A1-2 アルコール類は、Q1の定義からVOCに該当します。

また、大気中に放出される時の温度には、依存しません。

Q1-3 排出と飛散の違いを教えてください。

A1-3 排出とは、特定の箇所からVOCを大気中へ放出することをいい、VOC取扱施設の

排出口や、窓等の開口部から放出する場合をいいます。

また、飛散とは、屋外塗装など屋外作業に伴ってVOCが大気中へ蒸散することをいいます。

なお、本条例では、排出及び飛散を排出等と呼んでいます。

(2) 自主的取組対象施設(条例施行規則別表)について

Q2-1 当社工場には、自主的取組対象施設がいくつかあります。これらの施設について、対策を講じ、VOC使用量等を把握すればよいのでしょうか。

A2-1 自主的取組対象施設は、対策を講じるよう義務付けるものではなく、自主的取組計画書の作成及び提出等を義務付ける要件となります。

また、VOC使用量等の把握は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに行うものであり、施設単位ではありません。

【千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例抜粋】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(3) 揮発性有機化合物排出事業者 その事業活動に伴って自主的取組対象施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者をいう。

(自主的取組計画書の作成及び提出等)

第7条 各年4月1日において揮発性有機化合物排出事業者である者は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、揮発性有機化合物の使用量並びに排出量及び飛散の量(以下「使用量等」という。)その他同日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。)における揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する事項を記載した計画書(以下「自主的取組計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

Q2-2 当社工場には、大気汚染防止法の揮発性有機化合物排出施設(本条例の自主的取組対象施設に該当)があり、平成22年度を目指して対策を講じることとしています。本条例に基づき別途対策が必要でしょうか。

A2-2 本条例の自主的取組対象施設は、自主的取組計画書の作成及び提出等を義務付ける規模要件であり、施設ごとに対策を求めるものではありません。

本条例は、法に定められた自主的取組を促進するために、工場全体としてのVOC使用量及び排出量の計画・実績を報告していただくものです。

別途対策が必要かどうかについては、目標年度における削減率、業界の削減率等を参考に自社で判断することとなります。

Q 2 - 3 自主的取組対象施設には、新設・既設の区分がありませんが、同じなのでしょうか。

A 2 - 3 本条例の自主的取組対象施設は、自主的取組計画書の作成及び提出等を義務付ける規模要件であり、施設ごとに対策を求めるものではありません。
このことから、新設・既設の要件の違いを設けておりません。

Q 2 - 4 第 3 項の塗装施設等の規模要件は、「揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が 1 年当たり 6 トン以上の工場又は事業場に設置されているもの」としていますが、最大の使用量とは。

A 2 - 4 最大の使用量とは、塗装施設等の施設の有する能力を最大限活用（最高度に使用）した場合の使用量をいいます。
したがって、実使用量ではなく、塗装施設等機器能力に依存した値となります。

Q 2 - 5 第 3 項の塗装施設等の規模要件は、「揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が 1 年当たり 6 トン以上の工場又は事業場に設置されているもの」としていますが、最大の使用量の合計とは。

A 2 - 5 第 3 項の施設については、一つの工場又は事業場において設置されている イ 塗装施設、ロ 印刷施設、ハ 接着施設、ニ 洗浄施設及びホ 動物植物油脂製造施設について、これらの能力を最大限活用（最高度に使用）した場合の使用量を合計したものをいいます。

Q 2 - 6 第 3 項の塗装施設等の規模要件は、塗装施設等施設の最大の使用量の合計とのことですが、施設ごとの裾切りはあるのですか。

A 2 - 6 設けていません。

Q 2 - 7 第 3 項の塗装施設等の能力算定は、どのように考えればよいのでしょうか。

A 2 - 7 連続運転の機器であれば、1 日当たりの能力×30 日×12 か月を年間最大の使用量として算定してください。
また、バッチ式の機器であれば、平成 12 年度以降で最も稼働率の高かった時期の 1 ヶ月の使用量を 12 倍したものを年間最大の使用量として算定してください。

Q 2 - 8 第5項の貯蔵タンク（500k以上）は、大気汚染防止法のVOC排出施設である貯蔵タンク（1,000k以上）とどこが違うのでしょうか。

A 2 - 8 第5項の貯蔵タンクは、自主的取組対象施設として自主的取組計画・実績報告の対象となるかどうかの規模要件です。

法の貯蔵タンク（1,000k以上）は、揮発性有機化合物排出施設として排出濃度規制が適用される規模要件です。

Q 2 - 9 高揮発性有機化合物（高揮発性VOC）とは、どのようなものでしょうか。

A 2 - 9 ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧20キロパスカルを超える揮発性有機化合物を指します。

Q 2 - 10 高揮発性有機化合物で定義される自主的取組対象施設について。

A 2 - 10 第5項の貯蔵タンク及び第6項の充てん・出荷施設については、高揮発性有機化合物が対象となります。

Q 2 - 11 当社工場には、高揮発性有機化合物を充てん・出荷する貯蔵容量300kのコーンルーフタンクが2基あります。6項の充てん・出荷施設に該当しますか。

A 2 - 11 6項の充てん・出荷施設の要件は、「一の工場又は事業場における当該施設に接続されている高揮発性有機化合物の貯蔵タンク（屋外に設置されているものに限る。）の容量の合計が500キロリットル以上の工場又は事業場に設置されているもの」としていません。

したがって、合計が500キロリットルを超えることから6項の充てん・出荷施設に該当します。

Q 2 - 12 第5項の高揮発性VOC貯蔵タンクから浮き屋根式や内部浮き屋根式の貯蔵タンクが除外されるのは何故ですか。

A 2 - 12 5項の高揮発性貯蔵タンクにおいては、高揮発性VOCを受け入れる時に通気口（ベント口）より高揮発性VOC蒸気が放出されます。また、貯蔵中に外気温の変化によりタンク内の気相部分が膨張・収縮し、気温上昇とともに通気口より高揮発性VOC蒸気が放出されます。しかしながら、密閉式及び浮き屋根式（内部浮き屋根式を含む。）タンクからの排出はほとんどありません。

このことから、これらを除いたVOCの貯蔵タンクを対象としています。

Q2-13 第6項の充てん・出荷施設に接続されている貯蔵タンクの容量の計算から浮き屋根式や内部浮き屋根式の貯蔵タンクは除外されないのですか。

A2-13 5項の高揮発性VOC貯蔵タンクにおいては、高揮発性VOC貯蔵タンクのベント口から放出される高揮発性VOCについて着目しています。

6項の充てん・出荷施設では、出荷施設（ローディングアーム）から放出される高揮発性VOCに着目しており、浮き屋根式や内部浮き屋根式の貯蔵タンクであっても除外されません。

Q2-14 第3項の塗装施設や印刷施設のVOC使用量とは、塗料やインキ中のVOC含有量を考えれば良いのですか。

A2-14 3項の規模要件に掲げるVOCの使用量とは、VOCを含む、インキ、塗料、希釈剤、湿し水、洗浄溶剤、表面加工用溶剤、接着剤及び抽出溶剤について、VOCの含有量を合計した量をいいます。

Q2-15 当社工場には、VOCを溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する施設がありますが、攪拌するだけで化学反応を伴わないことから、大気汚染防止法のVOC排出施設には該当しません。

条例の自主的取組対象施設に該当するのでしょうか。

A2-15 本条例では、化学反応の有無に関わりなく、日本標準産業分類上の「有機化学工業製品製造業」又は「油脂加工品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」であって、その最大の製造能力の合計が1年当たりそれぞれ、5,000又は1,000トン以上の工場に設置されたものであれば、対象となります。

(3) 届出全般に関するもの

Q3-1 自主的取組計画書等の届出時期について教えてください。

A3-1 初回の届出は、平成20年4月から7月末日までに、平成20年度の自主的取組計画書の届出となります。

以後毎年度、4月から7月までの間に、当該年度の自主的取組計画書と前年度の実績報告書の届出が必要となります。

Q 3 - 2 法人の場合の届出者は法人の代表者で行うこととされていますが、代理者が届出を行うことはできないのでしょうか。

A 3 - 2 本書 1 1 p 届出書の記載方法に記載のとおり、工場長や事業所長など当該事業所のVOC排出施設の管理に責任を有する者に届出を委任し、代理者を記入できるように運用しております。

Q 3 - 3 自主的取組計画書（その 1）の「前回の提出における名称」の欄は何を記入するのですか。

A 3 - 3 事業者の名称、工場又は事業場の名称が、前回（前年度）の届出時における名称から変更された場合（会社又は事業所の名称変更、合併等の場合）のみ記入してください。

Q 3 - 4 自主的取組実績報告書（その 1）の「自主的取組計画書における名称」の欄は何を記入するのですか。

A 3 - 4 事業者の名称、工場又は事業場の名称が、当該年度の自主的取組計画書（前年度提出）の届出時における名称から変更された場合（会社又は事業所の名称変更、合併等の場合）のみ記入してください。

Q 3 - 5 業種コードがP R T R法の届出に使用されているコードと異なるようですが。

A 3 - 5 P R T R法の届出では、日本標準産業分類（平成 5 年改訂版）の分類番号が使用されていますが、本条例では平成 1 4 年改定版の分類番号を使用しています（第 3 編 資 料 3 「主な日本標準産業分類コード」を使用してください。）

Q 3 - 6 年度の途中で対象施設を設置する場合、どのような届出が必要となるのでしょうか。

A 3 - 6 各年 4 月 1 日においてVOC排出事業者である者（自主的取組対象施設設置者）が、当該年度に関する「自主的取組計画書」を作成し、知事に提出することとしています。したがって、4 月 2 日以降にVOC排出事業者となる者は、当該年度の届出は要さなく、翌年度から届出が必要となります。

A 2 - 1 の参考参照

Q 3 - 7 年度の途中でVOC排出事業者を含む複数の会社が合併した場合、どの主体がいかなる届出を行う必要がありますか。

例えば、平成20年10月1日付けで、事業者AとB（いずれもVOC排出事業者）が合併して事業者Cとなり、事業者Aの工場a1の名称が工場c1に、事業者Bの工場b1の名称が工場c2に改められたとすると、具体的な届出はどうなりますか。

A3-7 当該年度の4月1日現在で、報告義務を負っていた事業者の権利義務を承継する主体が次年度に届出を行います。

この場合、事業者A及び事業者Bの負っている義務は、事業者Cに承継されており、届出を行うのは事業者Cとなります。その際、事業者Cが提出すべき届出書は以下の2通となります。

- (1) 工場c1の自主的取組実績報告書 「工場a1の平成20年4月1日から9月30日までの実績」 + 「工場c1の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの実績」
- (2) 工場c2の自主的取組実績報告書 「工場b1の平成20年4月1日から9月30日までの実績」 + 「工場c2の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの実績」

なお、事業者及び工場の名称の変更については、次のようになります。

- (1) 平成20年度自主的取組実績報告書

事業者Cは工場c1の報告書について、自主的取組計画書における名称の欄に事業者Aの工場a1と記載する。

事業者Cは工場c2の報告書について、自主的取組計画書における名称の欄に事業者Bの工場b1と記載する。

- (2) 平成21年度自主的取組計画書

事業者Cは工場c1の報告書について、前回の提出における名称の欄に事業者Aの工場a1と記載する。

事業者Cは工場c2の報告書について、前回の提出における名称の欄に事業者Bの工場b1と記載する。

Q3-8 年度の途中でVOC排出事業者を含む複数の会社に分社化した場合、どのような届出を行う必要がありますか。

例えば、平成20年10月1日付けで、事業者Aの工場a1の一部を分社化を行い、事業者Aの工場a2と事業者Bの工場b1に分割されたとすると、具体的な届出はどうなりますか。

A3-8 この場合、事業者Bの工場b1は、当該年度の4月1日現在で存在しませんので、届出義務はありません。工場b1に自主的取組対象施設がある場合、事業者Bは、工場b1について翌年度から自主的取組計画書を届出することになります。

事業者Aは工場a1について、分社化前後のVOC排出量等について、実績報告を行うこととなります。

- (1) 工場a1の自主的取組実績報告書 「工場a1の平成20年4月1日から9月30日までの実績」 + 「分社化後の工場a2の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの実績」
- (2) 工場b1の自主的取組実績報告書 必要ありません
- (3) 工場b1の自主的取組計画書 自主的取組対象施設がある場合、翌年度から届出

Q3-9 Q3-7の場合、事業者Aの工場a1の自主的取組計画書中の基準年度及び計画年度等

における排出等の量については、どのような届出を行う必要がありますか。

A 3 - 9 分社化により、目標年度及び計画年度における使用量及び排出等の量の変更が伴う場合、事業者Aは工場a1について、自主的取組計画変更届出書を届出することになります。

Q 3 - 1 0 Q 3 - 7と同様な分社化を、基準年度である平成12年度以降、本条例の届出が開始される平成20年度までの間に行った場合、自主的取組計画書中の基準年度及び計画年度等における排出等の量については、どのように記載すれば良いでしょうか。

例えば、平成17年10月1日付けで、事業者Aの工場a1の一部を分社化を行い、事業者Aの工場a2と事業者Bの工場b1に分割されたとすると、具体的な記載はどうなりますか。

A 3 - 1 0 本条例による最初届出年度である平成20年度の自主的取組計画書において、事業者Aの工場a1及び事業者Bの工場b1について、基準年度である平成12年度のVOC使用量及び排出等の量をどう設定するかの問題となります。

基準年度である平成12年度に遡り、VOC使用量及び排出等の量を事業者Aの工場a2と事業者Bの工場b1に分割して記載してください。

Q 3 - 1 1 A事業者が、その事業所内で行っている製造工程等の一部の工程について別のB事業者へ委託している場合、委託した一部の工程の部分の届出はどちらが行うのでしょうか。

A 3 - 1 1 事業を委託する場合でも、その委託の内容や形態は非常に多岐にわたっており、一概にどちらとはいえません。このため、以下のように整理しています。

委託先のB事業者の担当している工程での事業活動をA事業者が管理している(B事業者のVOCの取扱いについての責任者がA事業者に存在する)場合は、委託している工程を含めてA事業者が全体の排出量等を届け出てください。

逆に、B事業者の事業活動をB事業者が自ら管理している(B事業者のVOCの取扱いについての責任者がB事業者自身に存在する)場合は、委託された一部の工程からの排出量等についてはB事業者が、その他のA事業者の持つ工程(A事業者が排出量等を把握)とは別に届出を行ってください。

Q 3 - 1 2 同一敷地内にA社とB社のそれぞれの工場がありB社がA社の子会社の場合、A社が一括して届出を行うことは出来ないのでしょうか。

A 3 - 1 2 事業者が異なる(法人格が異なる)場合、同一敷地内にある事業所であっても、届出は原則としてA社とB社がそれぞれ別個に行ってください。Q 3 - 1 0も参照してください。

Q 3 - 1 3 公害防止協定締結工場も法人単位の届出となるのでしょうか。

A 3 - 1 3 本条例は法人単位で届出を行うこととしています。したがって、関連工場は別法人の扱いとなります。

Q 3 - 1 4 A事業者が貸している土地でB事業者が事業活動を行っている場合、そこから排出されるVOCの使用量及び排出等の量についての届出はどちらが行うのでしょうか。

A 3 - 1 4 土地の所有者から一概にどちらかを判断することはできません。このため、Q 3 - 1 0と同様に、B事業者の事業活動を管理している(B事業者のVOCの取扱いについての責任者が所属している)のがどちらの事業者になるかによって判断してください。

Q 3 - 1 5 本条例における「工場又は事業場」の範囲は、どう判断したらよいのですか。

A 3 - 1 5 本条例第7条における「工場又は事業場」とは、一個の単位として事業活動が行われている場所をいい、原則として、単一の運営主体のもとで、同一の又は隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているものをいいます。ただし、同一の又は隣接する敷地内になくても、道路や河川等を隔てて近接しており、かつ、VOCの取扱が一体として行われている場合は、一工場又は事業場として取り扱って差し支えありません。

また、当該場所における人的管理部門の存否は問いません。土地の所有者から一概にどちらかを判断することはできません。

なお、この考え方はP R T R法の届出単位である「事業所」の概念と同じものです。

Q 3 - 1 6 平成20年4月以降、新設となる工場・事業場の場合、どのような届出が必要となるのでしょうか。

例えば、平成20年8月1日付けで、「自主的取組対象施設」を有する工場を稼働する場合、具体的な届出はどうなりますか。

A 3 - 1 6 平成20年4月1日において、当該事業者は、VOC排出事業者である者(自主的取組対象施設設置者)ではありませんので、平成20年度の届出は不要となります。

平成21年4月1日においては、VOC排出事業者となりますので「自主的取組計画書」を作成し、平成21年度から届出を行う必要があります。

なお、その場合の基準年度は、当該施設を設置した翌年度の平成21年度とし、基準年度の使用量及び排出等の量並びに削減率の欄の記載は不要となります。

また、目標年度である平成22年度以降の新設工場・事業場の場合は、目標年度の欄の記載は不要となります。

(4) 自主的取組計画等の届出について

Q 4 - 1 条例の対象は、施設単位ですか、それとも工場単位となるのでしょうか。

A 4 - 1 本条例の対象は、自主的取組対象施設を設置している工場又は事業場単位となります。

Q 4 - 2 当社工場のプラントは、VOCを原材料として使用しますが、VOCを大気中に排出しません。報告が必要でしょうか。

A 4 - 2 日本標準産業分類上の「有機化学工業製品製造業」又は「油脂加工品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」であって、その最大の製造能力の合計が1年当たりそれぞれ、5,000又は1,000トン以上の工場に設置されたものであれば、対象となります。

なお、製造施設の構造上VOCの排出がない施設のみを設置している工場にあっては、揮発性有機化合物排出事業者には該当せず、報告義務はありません。

Q 4 - 3 当社工場では、多品種のVOCを取り扱っています。全てのVOCについて使用量と排出量等を把握する必要があるのでしょうか。

A 4 - 3 本条例では、VOC使用量と排出量等について有効数字2桁で報告いただくこととしています。

したがって、使用量及び物性値等から明らかに有効数字2桁の精度に影響を与えない範囲であれば、省略が可能と考えます。

Q 4 - 4 自主的取組計画・実績報告等の報告において、揮発性有機化合物排出事業者と揮発性有機化合物排出事業者以外の事業者を区分する意味合いについて教えてください。

A 4 - 4 揮発性有機化合物排出事業者は、その事業活動に伴って規則別表の自主的取組対象施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者をいい、自主的取組計画書等の提出義務が課せられます。

なお、揮発性有機化合物排出事業者以外の事業者とは、規則別表の規模要件未達の施設、規則別表の施設以外の施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者をいい、自主的取組計画等を提出することにより、取組の姿勢を社会に示すことができます。

Q 4 - 5 「報告を提出することができる。」とは提出しなければならないのでしょうか。

A 4 - 5 提出義務はありません。提出するかどうかは任意です。事業者の判断となります。なお、提出していただいた自主的取組計画書等は県が公表することとなります。

【千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例抜粋】

(自主的取組計画書の作成及び提出等)

第7条 各年4月1日において揮発性有機化合物排出事業者である者は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、揮発性有機化合物の使用量並びに排出量及び飛散の量(以下「使用量等」という。)その他同日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。)における揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する事項を記載した計画書(以下「自主的取組計画書」という。)を作成し、**知事に提出しなければならない。**

2 揮発性有機化合物排出事業者は、県の区域内に存する工場又は事業場であって前項の工場又は事業場以外のものについて、当該工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、自主的取組計画書を作成し、**知事に提出することができる。**

Q4-6 VOC使用量については、どのように考えれば良いのでしょうか。

A4-6 VOC使用量の考え方は、基本的にP R T R法の報告と同じですが、異なる点はVOCをリサイクルする場合は、処理回収量を使用量に加算することとしています。

具体的には、

年間使用量 = 年間購入量 - 年度末在庫量 + 年度当初在庫量 + 処理回収量
となります。

Q4-7 メタンとVOCを原料とする有機化学工業製品製造施設のVOC使用量の考え方については、どのように考えれば良いのでしょうか。

A4-7 メタンを原料に含む有機化学工業製品製造施設では、メタンが非VOCであることから原料中のVOCの量より製品中のVOCが多い場合があります。この場合は、原料のVOCに代えて製品のVOC量をVOC使用量とします。

Q4-8 自社工場の有機化学工業製品製造施設において製造した一次VOC製品を原料として二次製品を製造する場合、一次VOC製品を二次製品の原料としてVOC使用量を加算する必要がありますか。

また、一次VOC製品を充てん・出荷する場合、VOC製品在庫量として加算する必要がありますか。

A4-8 一つの工場内の製造施設等間の移動については、VOC使用量をダブルカウントする必要はありません。

Q4-9 測定義務はあるのですか。

A 4 - 9 測定義務はありません。VOC排出量の把握については、物質収支による方法、排出係数による方法、物性値から理論的に推計する方法及び実測による方法から自社の施設に適した方法を選択します。

(5) 公表について

Q 5 - 1 公表は、業界単位ですか、それとも工場単位となるのでしょうか。

A 5 - 1 工場又は事業場単位となりますが、そのまとめ方については、改良を加えていく予定です。

Q 5 - 2 公表には、会社名が載るのですか。

A 5 - 2 公表は、工場所在地の市町村名、工場の名称、標準産業分類のほか、報告されたVOC使用量、排出量、講じた対策等のデータを公表します。

Q 5 - 3 自主的取組実績報告書の(3)自主的取組実績の評価は、公表するのでしょうか。

A 5 - 3 公表します。

(6) 自主的取組の促進に関する指針について

Q 6 - 1 「VOC排出等の量の削減目標」の3割は義務ですか。
また、達成できない場合どうなるのですか。

A 6 - 1 本目標は自主的取組の目標であり義務ではありません。
できるだけは、自社の判断となります。しかしながら、その結果は公表することとなります。

Q 6 - 2 指針のVOC削減対策の継続の対象施設(別表1の7項)に、給油取扱所がありますが、自家用給油取扱所は含まれるのでしょうか。

A 6 - 2 営業用の給油取扱所に限定しています。

Q 6 - 3 当社工場には自主的取組対象施設がありません。その場合は、自主的取組計画を策定し、自らVOCの使用量・排出量を管理すれば良いのですか。

A 6 - 3 そのとおりです。併せて、自ら自主的取組計画書・実績の任意報告及びインターネットや環境報告書による公表の実施を希望します。

2 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための対策の概要

手法の区分	記号	対策の概要
原材料対策による手法	1 1	溶剤の低揮発性有機化合物化又は非揮発性有機化合物化
	1 2	ハイソリッド塗料等溶剤含有率の低減
	1 3	粉体塗料等の揮発性有機化合物が不要な原材料の使用
	1 9	その他
工程管理による手法	2 1	ふた閉め等溶剤管理の徹底
	2 2	効率の向上による塗料等の使用量の削減
	2 3	作業工程見直しによるふた開放時間等の短縮
	2 9	その他
施設の改善による手法	3 1	施設の密閉化等の施設からの蒸発防止策
	3 2	冷却装置の増設による蒸発量の減少及び回収量の増加
	3 3	塗装の色替え時の洗浄ラインの短縮による溶剤使用量の削減
	3 4	製造設備の集約化
	3 9	その他
屋外タンク貯蔵所の改造	4 1	固定屋根式タンクの浮屋根式タンク又は内部浮屋根式タンクへの改造
	4 9	その他
処理装置による手法	5 1	吸着法（排出ガス中の揮発性有機化合物を活性炭等の吸着剤に吸着させるもの）
	5 2	吸収法（排出ガス中の揮発性有機化合物を水、酸、アルカリ、揮発性有機化合物等に接触させて吸収させるもの）
	5 3	凝縮法（排出ガス中の揮発性有機化合物を冷却して凝縮液化させるもの）
	5 4	直接燃焼法（排出ガス中の揮発性有機化合物を直接燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの）
	5 5	接触酸化法（排出ガス中の揮発性有機化合物を触媒を用いて燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの）
	5 6	蓄熱燃焼法（高温の固定層に排出ガスを接触させて、揮発性有機化合物を燃焼させて炭酸ガスと水蒸気に変えるもの）
	5 7	生物分解法（排出ガス中の揮発性有機化合物を微生物を利用して分解するもの）
	5 9	その他
その他の手法	9 1	不良率の減少による溶剤使用量の削減
	9 2	余材の削減による塗布面積等の削減
	9 3	包装材の小面積化等による塗布面積等の削減
	9 4	製品の無塗装化
	9 9	その他

3 主な日本標準産業分類コード

小分類	コード	細分類
動植物油脂製造業	981	植物油脂製造業
	982	動物油脂製造業
	983	食用油脂加工業
染色整理業	1161	綿・スフ・麻織物機械染色業
	1162	絹・人絹織物機械染色業
	1163	毛織物機械染色整理業
	1164	織物整理業
	1165	織物手加工染色整理業
	1166	綿状繊維・糸染色整理業
	1167	ニット・レース染色整理業
	1168	繊維雑品染色整理業
造作材・合板・建築用組立材料製造業	1321	造作材製造業（建具を除く）
	1322	合板製造業
	1323	集成材製造業
	1324	建築用木製組立材料製造業
	1325	パーティクルボード製造業
家具製造業	1411	木製家具製造業（漆塗りを除く）
	1412	金属製家具製造業
	1413	マットレス・組スプリング製造業
宗教用具製造業	1421	宗教用具製造業
建具製造業	1431	建具製造業
その他の家具・装備品製造業	1491	事務所用・店舗用装備品製造業
	1492	窓用・雇用日よけ製造業
	1493	日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業
	1494	鏡縁・額縁製造業
	1499	他に分類されない家具・装備品製造業
加工紙製造業	1531	塗工紙製造業
	1532	段ボール製造業
	1533	壁紙・ふすま紙製造業
紙製品製造業	1541	事務用紙製品製造業
	1542	学用紙製品製造業
	1543	日用紙製品製造業
	1549	その他の紙製品製造業
紙製容器製造業	1551	重包装紙袋製造業
	1552	角底紙袋製造業
	1553	段ボール箱製造業
	1554	紙器製造業
その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	1591	セロファン製造業
	1592	繊維板製造業
	1593	紙製衛生材料製造業
	1599	他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業
印刷業	1611	印刷業
製版業	1621	製版業
製本業，印刷物加工業	1631	製本業
	1632	印刷物加工業
印刷関連サービス業	1691	印刷関連サービス業
化学肥料製造業	1711	窒素質・りん酸質肥料製造業
	1712	複合肥料製造業
	1719	その他の化学肥料製造業
無機化学工業製品製造業	1721	ソーダ工業
	1722	無機顔料製造業
	1723	圧縮ガス・液化ガス製造業
	1724	塩製造業
	1729	その他の無機化学工業製品製造業
有機化学工業製品製造業	1731	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）
	1732	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）
	1733	発酵工業
	1734	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
	1735	プラスチック製造業
	1736	合成ゴム製造業

小分類	コード	細分類
	1739	その他の有機化学工業製品製造業
化学繊維製造業	1741	レーヨン・アセテート製造業
	1742	合成繊維製造業
油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1751	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
	1752	石けん・合成洗剤製造業
	1753	界面活性剤製造業（石けん，合成洗剤を除く）
	1754	塗料製造業
	1755	印刷インキ製造業
	1756	洗淨剤・磨用剤製造業
	1757	ろうそく製造業
医薬品製造業	1761	医薬品原薬製造業
	1762	医薬品製剤製造業
	1763	生物学的製剤製造業
	1764	生薬・漢方製剤製造業
	1765	動物用医薬品製造業
化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	1771	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水，オーデコロンを含む）
	1772	頭髪用化粧品製造業
	1779	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
その他の化学工業	1791	火薬類製造業
	1792	農薬製造業
	1793	香料製造業
	1794	ゼラチン・接着剤製造業
	1795	写真感光材料製造業
	1796	天然樹脂製品・木材化学製品製造業
	1797	試薬製造業
	1799	他に分類されない化学工業製品製造業
石油精製業	1811	石油精製業
潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	1821	潤滑油製造業
	1822	グリース製造業
コークス製造業	1831	コークス製造業
舗装材料製造業	1841	舗装材料製造業
その他の石油製品・石炭製品製造業	1891	練炭・豆炭製造業
	1899	他に分類されない石油製品・石炭製品製造業
プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	1911	プラスチック板・棒製造業
	1912	プラスチック管製造業
	1913	プラスチック継手製造業
	1914	プラスチック異形押出製品製造業
	1915	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	1921	プラスチックフィルム製造業
	1922	プラスチックシート製造業
	1923	プラスチック床材製造業
	1924	合成皮革製造業
	1925	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
工業用プラスチック製品製造業	1931	工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）
	1932	工業用プラスチック製品加工業
	1941	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）
	1942	硬質プラスチック発泡製品製造業
	1943	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
	1944	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
	1945	発泡・強化プラスチック製品加工業
プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）	1951	プラスチック成形材料製造業
	1952	廃プラスチック製品製造業
その他のプラスチック製品製造業	1991	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
	1992	プラスチック製容器製造業
	1997	他に分類されないプラスチック製品製造業
	1998	他に分類されないプラスチック製品加工業
タイヤ・チューブ製造業	2011	自動車タイヤ・チューブ製造業
	2012	自転車タイヤ・チューブ製造業

小分類	コード	細分類
ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	2021	ゴム製履物・同附属品製造業
	2022	プラスチック製履物・同附属品製造業
	2031	ゴムベルト製造業
	2032	ゴムホース製造業
	2033	工業用ゴム製品製造業
その他のゴム製品製造業	2091	ゴム引布・同製品製造業
	2092	医療・衛生用ゴム製品製造業
	2093	ゴム練生地製造業
	2094	更生タイヤ製造業
	2095	再生ゴム製造業
	2099	他に分類されないゴム製品製造業
ガラス・同製品製造業	2211	板ガラス製造業
製鉄業	2311	高炉による製鉄業
製鉄業	2312	高炉によらない製鉄業
製鉄業	2313	フェロアロイ製造業
製鋼・製鋼圧延業	2321	製鋼・製鋼圧延業（転炉，電気炉を含む）
製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	2331	熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）
	2332	冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）
	2333	冷間ロール成型形鋼製造業
	2334	鋼管製造業
	2335	伸鉄業
	2336	磨棒鋼製造業
	2337	引抜鋼管製造業
	2338	伸線業
	2339	その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
	表面処理鋼材製造業	2341
2342		めっき鋼管製造業
2349		その他の表面処理鋼材製造業
鉄素形材製造業	2351	銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）
	2352	可鍛鋳鉄製造業
	2353	鋳鋼製造業
	2354	鍛工品製造業
	2355	鍛鋼製造業
その他の鉄鋼業	2391	鉄鋼シャースリット業
	2392	鉄スクラップ加工処理業
	2393	鋳鉄管製造業
	2399	他に分類されない鉄鋼業
非鉄金属第1次製錬・精製業	2411	銅第1次製錬・精製業
	2412	亜鉛第1次製錬・精製業
	2413	アルミニウム第1次製錬・精製業
	2419	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業
非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	2421	鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）
	2422	亜鉛第2次製錬・精製業（亜鉛合金製造業を含む）
	2423	アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）
	2429	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押しを含む）	2431	伸銅品製造業
	2432	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸，押しを含む）
	2439	その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押しを含む）
電線・ケーブル製造業	2441	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
	2442	光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）
非鉄金属素形材製造業	2451	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）
	2452	非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）
	2453	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
	2454	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）
	2455	非鉄金属鍛造品製造業
その他の非鉄金属製造業	2491	核燃料製造業
	2499	他に分類されない非鉄金属製造業
ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	2511	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
農業用機械製造業（農業用器具を除く）	2621	農業用機械製造業（農業用器具を除く）

小分類	コード	細分類
建設機械・鉱山機械製造業	2631	建設機械・鉱山機械製造業
金属加工機械製造業	2641	金属工作機械製造業
	2642	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）
	2643	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）
	2644	機械工具製造業（粉末や金業を除く）
繊維機械製造業	2651	化学繊維機械・紡績機械製造業
	2652	製織機械・編組機械製造業
	2653	染色整理仕上機械製造業
	2654	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
	2655	縫製機械製造業
特殊産業用機械製造業	2661	食品機械・同装置製造業
	2662	木材加工機械製造業
	2663	パルプ装置・製紙機械製造業
	2664	印刷・製本・紙工機械製造業
	2665	鑄造装置製造業
	2666	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
	2667	半導体製造装置製造業
	2668	真空装置・真空機器製造業
	2669	その他の特殊産業用機械製造業
	一般産業用機械・装置製造業	2671
2672		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
2673		エレベータ・エスカレータ製造業
2674		荷役運搬設備製造業
2675		動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）
2676		工業窯炉製造業
2677		油圧・空圧機器製造業
2678		化学機械・同装置製造業
2679		その他の一般産業用機械・装置製造業
事務用・サービス用・民生用機械器具製造業		2681
	2682	冷凍機・温湿調整装置製造業
	2683	娯楽機械製造業
	2684	自動販売機製造業
	2689	その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業
	その他の機械・同部分品製造業	2691
2692		弁・同附属品製造業
2693		パイプ加工・パイプ附属品加工業
2694		玉軸受・ころ軸受製造業
2695		ピストンリング製造業
2696		金型・同部分品・附属品製造業
2697		包装・荷造機械製造業
2698		産業用ロボット製造業
2699		各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）
発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業		2711
	2712	変圧器類製造業（電子機器用を除く）
	2713	開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業
	2714	配線器具・配線附属品製造業
	2715	電気溶接機製造業
	2716	内燃機関電装品製造業
	2719	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
民生用電気機械器具製造業	2721	ちゅう房機器製造業
	2722	空調・住宅関連機器製造業
	2723	衣料衛生関連機器製造業
	2729	その他の民生用電気機械器具製造業
電球・電気照明器具製造業	2731	電球製造業
	2732	電気照明器具製造業
電子応用装置製造業	2741	X線装置製造業
	2742	ビデオ機器製造業
	2743	医療用電子応用装置製造業
	2749	その他の電子応用装置製造業

小分類	コード	細分類
電気計測器製造業	2751	電気計測器製造業（別掲を除く）
	2752	工業計器製造業
	2753	医療用計測器製造業
その他の電気機械器具製造業	2791	蓄電池製造業
	2792	一次電池（乾電池，湿電池）製造業
	2793	磁気テープ・磁気ディスク製造業
	2799	他に分類されない電気機械器具製造業
通信機械器具・同関連機械器具製造業	2811	有線通信機械器具製造業
	2812	無線通信機械器具製造業
	2813	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
	2814	電気音響機械器具製造業
	2815	交通信号保安装置製造業
	2819	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
電子計算機・同附属装置製造業	2821	電子計算機製造業（パーソナルコンピュータ製造業を除く）
	2822	パーソナルコンピュータ製造業
	2823	記憶装置製造業
	2824	印刷装置製造業
	2829	その他の附属装置製造業
電子部品・デバイス製造業	2911	電子管製造業
	2912	半導体素子製造業
	2913	集積回路製造業
	2914	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
	2915	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業
	2916	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
	2917	スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業
	2918	プリント回路製造業
	2919	その他の電子部品製造業
	自動車・同附属品製造業	3011
3012		自動車車体・附随車製造業
3013		自動車部分品・附属品製造業
鉄道車両・同部分品製造業	3021	鉄道車両製造業
	3022	鉄道車両用部分品製造業
船舶製造・修理業，船用機関製造業	3031	船舶製造・修理業
	3032	船体ブロック製造業
	3033	舟艇製造・修理業
	3034	船用機関製造業
航空機・同附属品製造業	3041	航空機製造業
	3042	航空機用原動機製造業
	3049	その他の航空機部分品・補助装置製造業
産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	3051	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
	3059	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
その他の輸送用機械器具製造業	3091	自転車・同部分品製造業
	3099	他に分類されない輸送用機械器具製造業
燃料小売業	6031	ガソリンスタンド
	6032	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
洗濯業	8211	普通洗濯業
	8212	洗濯物取次業
	8213	リネンサプライ業

4 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例・施行規則

(1) 条例・規則対応表

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第17条の3に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組(以下「自主的取組」という。)を促進するため必要な事項を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図り、もって県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 揮発性有機化合物 大気汚染防止法第2条第4項に規定する揮発性有機化合物をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(平成19年千葉県条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【大気汚染防止法】</p> <p>(定義等)</p> <p>第2条</p> <p>4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)をいう。</p> <p>【大気汚染防止法施行規則】</p> <p>(揮発性有機化合物から除く物質)</p> <p>第2条の2 法第2条第4項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) メタン</p> <p>(2) クロロフルオロメタン(別名HCFC-22)</p> <p>(3) 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)</p> <p>(4) 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)</p> <p>(5) 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)</p> <p>(6) 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225ca)</p> <p>(7) 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225cb)</p> <p>(8) 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン(別名HFC-43-10mee)</p>

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則
<p>(2) 自主的取組対象施設 県の区域(千葉県、船橋市及び柏市の区域を除く。以下同じ。)内に存する工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するものうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いため自主的取組を行うことが特に必要なものとして規則で定めるものをいう。</p> <p>(3) 揮発性有機化合物排出事業者 その事業活動に伴って自主的取組対象施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者をいう。</p> <p>(指針)</p> <p>第 3 条 知事は、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図るため、自主的取組の促進に関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 指針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 自主的取組による揮発性有機化合物の排出量及び飛散の量の削減に関する目標</p> <p>(2) 自主的取組の方法</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、自主的取組のために必要な事項</p> <p>3 知事は、指針を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、当該指針の案を公表し、県の区域内に工場又は事業場を有する事業者(以下「県内事業者」という。)及び県民の意見を求めるものとする。</p> <p>4 知事は、前項の規定により提出された意見を考慮して指針を定め、又は変更しなければならない。</p> <p>5 知事は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(県内事業者の責務)</p> <p>第 4 条 県内事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握し、及び指針に留意して、自主的</p>	<p>(自主的取組対象施設)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める施設は、別表の中欄に掲げる施設であって、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当するものとする。</p>

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則
<p>取組を行う責務を有する。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第5条 県は、自主的取組を支援する責務を有する。</p> <p>2 県は、自ら率先して、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組を行う責務を有する。</p> <p>(県民の努力)</p> <p>第6条 県民は、県内事業者の事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握することにより、自主的取組に関する理解を深めるよう努めなければならない。</p> <p>(自主的取組計画書の作成及び提出等)</p> <p>第7条 各年4月1日において揮発性有機化合物排出事業者である者は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、揮発性有機化合物の使用量並びに排出量及び飛散の量(以下「使用量等」という。)その他同日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。)における揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する事項を記載した計画書(以下「自主的取組計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 揮発性有機化合物排出事業者は、県の区域内に存する工場又は事業場であって前項の工場又は事業場以外のものについて、当該工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、自主的取組計画書を作成し、知事に提出することができる。</p> <p>3 その事業活動に伴って揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者(揮発性有機化合物排出事業者を除く。)は、県の区域内に存する工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、自主的取組計画書を作成し、知事に提出する</p>	<p>(自主的取組計画書の提出)</p> <p>第3条 条例第7条第1項の規定による自主的取組計画書の提出は、各年度の7月末日までに自主的取組計画書(別記第1号様式)により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定は、条例第7条第2項及び第3項の規定による自主的取組計画書の提出について準用する。</p>

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則
<p>ことができる。</p> <p>4 前各項の規定により自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(実績報告書の作成及び提出)</p> <p>第8条 前条第1項から第3項までの規定により自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書に係る工場又は事業場ごとに、当該自主的取組計画書に係る年度の終了後、規則で定めるところにより、当該自主的取組計画書に記載された事項に係る実績を記載した報告書(以下「実績報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(書類等の保存)</p> <p>第9条 第7条第1項から第3項までの規定により自主的取組計画書を提出した者又は前条の規定により実績報告書を提出した者は、当該自主的取組計画書又は当該実績報告書に記載した揮発性有機化合物の使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)を当該提出の日から3年間保存しなければならない。</p> <p>2 第7条第4項の規定による届出をした者は、当該届出の内容が揮発性有機化合物の使用量等に係るものであるときは、当該使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録を当該届出の日から3年間保存しなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第10条 知事は、第7条第1項から第3項までの規定により提出された自主的取組計画書</p>	<p>(自主的取組計画書の変更の届出)</p> <p>第4条 条例第7条第4項の規定による自主的取組計画書の内容の変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、自主的取組計画書変更届出書(別記第2号様式)により行うものとする。</p> <p>(実績報告書の提出)</p> <p>第5条 条例第8条の規定による実績報告書の提出は、翌年度の7月末日までに自主的取組実績報告書(別記第3号様式)により行うものとする。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第6条 条例第9条第1項の規則で定める電磁的記録は、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。</p>

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則
<p>の内容（同条第4項の規定による届出があったときは、当該届出に係る変更後の内容）及び第8条の規定により提出された実績報告書の内容を公表するものとする。</p> <p>（指導及び助言）</p> <p>第11条 知事は、県内事業者に対し、指針に即して自主的取組の促進に関し必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者に対し、自主的取組の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者の工場若しくは事業場に立ち入り、自主的取組対象施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（過料）</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>（1）第7条第1項の規定による自主的取組計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした自主的取組計画書を提出した者</p> <p>（2）第7条第2項及び第3項に規定する自主的取組計画書に虚偽の記載をして提出した者</p>	<p>（身分を示す証明書）</p> <p>第7条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記第4号様式）とする。</p>

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則
<p>(3) 第7条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(4) 第8条の規定による実績報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした実績報告書を提出した者</p> <p>(5) 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>附 則 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条から第3条までの規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条及び別表の規定は、公布の日から施行する。</p>

備 考

- 1 公布日：平成19年10月19日
- 2 一部改正 公布日：平成20年3月
概 要 第2条(2)の県の区域から除く地域に柏市の区域を加える。
施行日：平成20年4月1日
- 3 一部改正 公布日：平成22年9月
概 要 大気汚染防止法の改正に伴う条項ずれの修正
施行日：平成22年9月24日

(2) 規則別表

1	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり5,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
2	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり1,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
3	揮発性有機化合物を使用する施設のうち、次に掲げるもの(次の項に掲げるものを除く。) イ 塗装施設 ロ 印刷施設 ハ 接着施設 ニ 洗浄施設 ホ 動植物油脂製造施設	一の工場又は事業場におけるこの項の中欄のイからホまでに該当する施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
4	ドライクリーニング施設	一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
5	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物(以下「高揮発性有機化合物」という。)の貯蔵タンク(屋外に設置されているものに限る。密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量(危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第五条第二項の規定により算出した容量をいう。以下同じ。)が500キロリットル以上のもの
6	高揮発性有機化合物を消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所又は貨車に充てんし、又は出荷する施設	一の工場又は事業場における当該施設に接続されている高揮発性有機化合物の貯蔵タンク(屋外に設置されているものに限る。)の容量の合計が500キロリットル以上の工場又は事業場に設置されているもの

(3) 第一号様式(第三条第一項)
(その一)

平成 年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号
住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) ①

自主的取組計画書

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(以下「条例」という。)第7条第1項(第2項、第3項)の規定により、自主的取組計画を次のとおり提出します。

(ふりがな) 事業者の名称			
(前回の提出における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の名称			
(前回の提出における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の所在地		〒 - 市 町村	
工場又は事業場において行われる事業が属する主な業種		業 種 名	
		業種コード	
自主的取組計画		別添のとおり	
条例第2条第3号の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無		1 有	自主的取組計画(その四)の提出有無
		2 無	
担当者 (問い合わせ先)	所 属		
	(ふりがな) 氏 名		
	電話番号		F A X
受理年月日	年 月 日	整理番号	

備考

- 1 の欄には、記載しないこと。
- 2 個人が提出する場合は、提出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 3 前回の提出における名称は、前年度以前に提出した自主的取組計画書に記載した名称から変更があった場合のみ記載すること。
- 4 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従って記載し、二以上の業種に属する事業を行う工場又は事業場にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。

(その二)

工場又は事業場の名称	
------------	--

1 自主的取組対象施設の数及び設置年月

施設の種類	施設の数(基)	施設の種類	施設の数(基)
有機化学工業製品製造施設		洗浄施設	
塗料等製造施設		動植物油脂製造施設	
塗装施設		ドライクリーニング施設	
印刷施設		屋外貯蔵タンク	
接着施設		充てん出荷施設	
施設の設置年月		年 月	

備考

- 1 施設の数、自主的取組対象施設の種類ごとの施設の数に記載すること(揮発性有機化合物排出事業者以外の事業者にあつては、主要な揮発性有機化合物を排出する施設について「 」を記載すること。)
- 2 施設の設置年月は、施設の数に記載した施設のうち最も古いものの設置年月を記載すること。

2 自主的取組計画の内容

(1) 揮発性有機化合物の排出等の量の目標

	基準年度				目標年度				計画年度			
	年度				平成22年度				年度			
使用量 (kg/年度) (1億キログラムを超える場合は、下段に指数表示で記載すること。)												
		x10				x10				x10		
排出等の量 (kg/年度)												
削減率 (%)												

備考

- 1 基準年度は、原則として平成12年度とする(平成12年度以降に自主的取組計画の対象となる施設を設置した事業者にあつては、当該施設を設置した年度の翌年度とする。)。これによりがたい場合、平成13年度以降の年度のうち最も古い年度に代えることができる。
- 2 目標年度以降に自主的取組計画の対象となる施設を設置した事業者にあつては、目標年度の欄の記載は不要とする。
- 3 計画年度は、本書を提出する年度とする。
- 4 使用量は、当該年度に工場又は事業場において使用し、又は使用する揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること。
- 5 排出等の量は、当該年度に工場又は事業場から排出及び飛散し、又は排出及び飛散する揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること(1キログラム未満の場合は、小数点以下第2位を四捨五入して得た数値を記載すること。)
- 6 削減率は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。

$$\{ (\text{基準年度の排出等の量} - \text{当該年度の排出等の量}) / \text{基準年度の排出等の量} \} \times 100$$

(その四)

工場又は事業場の名称	
------------	--

3 基準年度以前から実施している揮発性有機化合物の排出等の抑制のための対策

(1) 基準年度における処理回収率等

	基準年度				
	年度				
使用量 (kg/年度) (1億キログラムを超える場合は、 下段に指数表示で記載すること。)					
			x 10		
排出等の量 (kg/年度)					
処理回収率 (%)					

基準年度までに、浮屋根式タンク又は内部浮屋根式タンクに改造した固定屋根式タンクの基数(基)

備考

- 1 この項の提出は任意であること。
- 2 基準年度は、2 (1)の基準年度と一致させること。
- 3 使用量及び排出等の量は、2 (1)の基準年度におけるものと一致させること。
- 4 処理回収率は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。
{ (使用量 - 排出等の量) / 使用量 } x 100

(2) 基準年度以前から実施している対策の内容

基準年度以前から実施していた対策であって、現在も実施しているものについて、別表から該当する記号を選んで記載すること。複数の対策を組み合わせて実施しようとする場合は、全ての対策について記載すること。

対策 1	対策 2	対策 3	対策 4	対策 5	対策 6	対策 7	対策 8	対策 9	対策 10

その他 (1 9 , 2 9 , 3 9 , 4 9 , 5 9 , 9 9) を選んで記載した場合は、対策の内容を次の欄に具体的に記入すること。

備考 この項の提出は任意であること。

(その五)

別表 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための対策の概要

手法の区分	記号	対策の概要
原材料対策による手法	1 1	溶剤の低揮発性有機化合物化又は非揮発性有機化合物化
	1 2	ハイソリッド塗料等溶剤含有率の低減
	1 3	粉体塗料等の揮発性有機化合物が不要な原材料の使用
	1 9	その他
工程管理による手法	2 1	ふた閉め等溶剤管理の徹底
	2 2	効率の向上による塗料等の使用量の削減
	2 3	作業工程見直しによるふた開放時間等の短縮
	2 9	その他
施設の改善による手法	3 1	施設の密閉化等の施設からの蒸発防止策
	3 2	冷却装置の増設による蒸発量の減少及び回収量の増加
	3 3	塗装の色替え時の洗浄ラインの短縮による溶剤使用量の削減
	3 4	製造設備の集約化
	3 9	その他
屋外タンク貯蔵所の改造	4 1	固定屋根式タンクの浮屋根式タンク又は内部浮屋根式タンクへの改造
	4 9	その他
処理装置による手法	5 1	吸着法（排出ガス中の揮発性有機化合物を活性炭等の吸着剤に吸着させるもの）
	5 2	吸収法（排出ガス中の揮発性有機化合物を水、酸、アルカリ、揮発性有機化合物等に接触させて吸収させるもの）
	5 3	凝縮法（排出ガス中の揮発性有機化合物を冷却して凝縮液化させるもの）
	5 4	直接燃焼法（排出ガス中の揮発性有機化合物を直接燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの）
	5 5	接触酸化法（排出ガス中の揮発性有機化合物を触媒を用いて燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの）
	5 6	蓄熱燃焼法（高温の固定層に排出ガスを接触させて、揮発性有機化合物を燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの）
	5 7	生物分解法（排出ガス中の揮発性有機化合物を微生物を利用して分解するもの）
	5 9	その他
その他の手法	9 1	不良率の減少による溶剤使用量の削減
	9 2	余材の削減による塗布面積等の削減
	9 3	包装材の小面積化等による塗布面積等の削減
	9 4	製品の無塗装化
	9 9	その他

平成 年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号
住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 印

自主的取組計画書変更届出書

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(以下「条例」という。)第7条第4項の規定により、自主的取組計画の変更を次のとおり届け出ます。

(ふりがな) 事業者の名称			
(前回の提出における名称)		-----	
(ふりがな) 工場又は事業場の名称			
(前回の提出における名称)		-----	
(ふりがな) 工場又は事業場の所在地		〒 - 市 町村	
工場又は事業場において行われる事業が属する主な業種		業 種 名	業種コード
変更後の自主的取組計画		別添のとおり	
条例第2条第3号の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無		1 有	2 無
担当者 (問い合わせ先)	所 属		
	(ふりがな) 氏 名		
	電話番号		F A X
受理年月日	年 月 日	整理番号	

備考

- 1 印の欄には、記載しないこと。
- 2 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 3 前回の提出における名称は、本書に係る自主的取組計画書に記載した名称から変更があった場合のみ記載すること。
- 4 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従って記載し、二以上の業種に属する事業を行う工場又は事業場にあつては、そのうちの主たる業種を記載すること。
- 5 変更後の自主的取組計画は、変更があった箇所のみ添付すること。

(5) 第三号様式(第五条)
(その一)

平成 年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号
住 所

氏 名

⑩

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

自主的取組実績報告書

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(以下「条例」という。)第8条の規定により、自主的取組実績報告を次のとおり提出します。

(ふりがな) 事業者の名称			
(自主的取組計画書における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の名称			
(自主的取組計画書における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の所在地	〒 - 市 町村		
工場又は事業場において行われる事業が属する主な業種	業 種 名	業種コード	
自主的取組実績報告	別添のとおり		
条例第2条第3号の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無	1 有		
	2 無		
担当者 (問い合わせ先)	所 属		
	(ふりがな) 氏 名		
	電話番号	F A X	
受理年月日	年 月 日	整理番号	

備考

- 1 印の欄には、記載しないこと。
- 2 個人が提出する場合は、提出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 3 自主的取組計画書における名称は、本書に係る自主的取組計画書に記載した名称から変更があった場合のみ記載すること。
- 4 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従って記載し、二以上の業種に属する事業を行う工場又は事業場にあつては、そのうちの主たる業種を記載すること。

(その二)

工場又は事業場の名称	
------------	--

1 自主的取組対象施設の数及び設置年月

施設の種類	施設の数(基)	施設の種類	施設の数(基)
有機化学工業製品製造施設		洗浄施設	
塗料等製造施設		動植物油脂製造施設	
塗装施設		ドライクリーニング施設	
印刷施設		屋外貯蔵タンク	
接着施設		充てん出荷施設	
施設の設置年月		年 月	

備考

- 1 施設の数、自主的取組対象施設の種類ごとの施設の数に記載すること(揮発性有機化合物排出事業者以外の事業者にあつては、主要な揮発性有機化合物を排出する施設について「 」を記載すること。)
- 2 施設の設置年月は、施設の数に記載した施設のうち最も古いものの設置年月を記載すること。

2 自主的取組実績の内容

(1) 揮発性有機化合物の排出等の量

	基準年度				目標年度			
	年度				平成22年度			
使用量 (kg/年度)								
(1億キログラムを超える場合は、 下段に指数表示で記載すること。)			×10				×10	
排出等の量 (kg/年度)								
削減率 (%)								

	計画年度(平成 年度)							
	計画値				実績値			
使用量 (kg/年度)								
(1億キログラムを超える場合は、 下段に指数表示で記載すること。)			×10				×10	
排出等の量 (kg/年度)								
削減率 (%)								

備考

- 1 基準年度の欄及び目標年度の欄は、自主的取組計画書に記載した内容を転記すること。
- 2 計画年度は自主的取組計画書を提出した年度とし、計画値は自主的取組計画書に記載した内容を転記すること。
- 3 計画年度の使用量の実績値は、当該年度に工場又は事業場において使用した揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること。
- 4 計画年度の排出等の量の実績値は、当該年度に工場又は事業場から排出及び飛散した揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること(1キログラム未満の場合は、小数点以下第2位を四捨五入して得た数値を記載すること。)
- 5 計画年度の削減率の実績値は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。

$$\{ (\text{基準年度の排出等の量} - \text{計画年度の排出等の量}) / \text{基準年度の排出等の量} \} \times 100$$

(その三)

工場又は事業場の名称	
------------	--

(2) 揮発性有機化合物の排出等の抑制のための対策

(1)の計画年度の削減率を達成するために実施した対策について、自主的取組計画書の別表から該当する記号を選んで記載すること。複数の対策を組み合わせて実施した場合は、全ての対策について記載すること。

対策 1	対策 2	対策 3	対策 4	対策 5	対策 6	対策 7	対策 8	対策 9	対策10
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

その他(19, 29, 39, 49, 59, 99)を選んで記載した場合は、対策の内容を次の欄に具体的に記入すること。

<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
--

(その四)

工場又は事業場の名称	
------------	--

(3)自主的取組実績の評価

ア (1)の計画年度における削減率についての進捗状況及び達成状況の評価

評価	計画年度の属する年度		
	平成21年度以前	平成22年度	平成23年度以降
A	目標年度の目標達成に向けて順調に進んでいる。	削減目標を達成できた。	計画年度の目標を達成できた。
B	目標年度の目標達成に向けて概ね順調に進んでいる(一部に課題がある。)	削減目標を概ね達成できた(一部に課題がある。)	計画年度の目標を概ね達成できた(一部に課題がある。)
C	目標年度の目標の達成に困難な課題がある。	削減目標の達成に困難な課題がある。	計画年度の目標の達成に困難な課題がある。

備考 評価の欄は、該当するものを で囲むこと。

イ 課題と対策

備考 この項の記載は任意であること。ただし、アの評価の欄がCの場合は、必ず記載すること。

5 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的取組の促進に関する指針

制定 平成20年2月5日

第1 目的

本指針は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成19年条例第53号。以下「条例」という。）第3条の規定により大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条の2に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」という。）の促進に関し必要な事項を定める。

具体的には、VOC含有原材料の使用、貯蔵等を行う事業者がVOCの使用の削減、改善等といった対策を自主的に講じることにより、その事業活動に伴うVOCの大気中への排出及び飛散を効果的に抑制する取組について留意すべき事項を定める。

なお、本指針における用語の定義は、大気汚染防止法及び条例に規定する定義に従う。

第2 背景

光化学オキシダントや浮遊粒子状物質に係る大気汚染の改善のため、工場・事業場の固定発生源からのVOCの排出及び飛散を抑制することを目的とした大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成16年5月26日 以下「改正法」という。）が公布され、平成18年4月1日から施行されている。

この改正では、VOCの排出及び飛散の抑制に当たって、自主的取組を評価し、促進することを基本とし、法規制は限定的に適用するという、従来の公害対策にはない新しい考え方に基づいて、「法規制」と「自主的取組」の双方の政策手法を適切に組み合わせることで相乗的な効果を発揮させる（ベスト・ミックス）こととしている。

さらに、ベスト・ミックスを基本として規制対象施設の限定を行った結果、固定発生源からのVOCの排出量及び飛散の量（以下「排出等の量」という。）を平成12年度から平成22年度までに3割削減するという目標において、規制により削減するのは1割分程度と見込まれ、自主的取組に委ねる割合は2割分程度と非常に大きなものとなっている。

本県では、昭和61年度から千葉県炭化水素対策指導要綱により、VOC排出抑制指導を行っていることや光化学スモッグ注意報の発令日数が、全国でもワースト上位で推移していること等の特別の事情を抱えている。

このことから、同排出抑制指導の継続と改正法が期待する自主的取組によるVOC削減を合わせて促進するための条例を平成19年10月19日付けで制定した。

第3 自主的取組による揮発性有機化合物の排出量及び飛散の量の削減に関する目標

改正法の趣旨によると、「光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質による大気汚染を改善するため、その原因物質の一つであるVOCについて、平成22年度までに、工場等の固定発生源からのVOC排出総量を平成12年度比で3割程度抑制することが必要と見込んでいる。」としている。

そこで、千葉県全体として、平成12年度のVOC排出等の量を基準として平成22

年度までに改正法の濃度規制による削減の見込み量（１割程度）と自主的取組に基づき削減すべき量（２割程度）を含めた削減目標を３割と設定する。

第４ 自主的取組の方法

事業活動に伴いVOCを大気中へ排出又は飛散する県内事業者（以下「VOC排出等事業者」）は、改正法の趣旨に基づいて自主的取組を行う。

また、自主的取組の実施に当たっては、次の事項に留意する。

1 VOCの排出及び飛散の抑制に関する情報の収集

VOC排出等事業者は、国、県及び業界団体等が作成する資料の収集、これらの機関が開催するセミナー等への参加によりVOCの排出及び飛散の抑制に資する技術情報、製品情報等の収集に努める。

2 VOCの排出又は飛散の実態の把握

VOC排出等事業者は、VOCの使用量及びVOC処理装置の稼働状況及び処理効率から、工場又は事業場から大気中に排出又は飛散されるVOCの実態を把握する。

なお、工場又は事業場から大気中に排出及び飛散されるVOC量の算定方法には次の方法があり、自社の施設に適した方法を選択する。

ア 物質収支による方法

使用しているVOC含有原材料の購入量、在庫量等から年間使用量を求め、年間原材料使用量にVOC含有率を乗じる方法

イ 排出係数による方法

日本産業洗浄協議会が洗浄施設に係る塩素系溶剤については排出係数の参考値を示しているほか、VOC関連の業界団体が使用している排出係数や計算方法を示しており、これらの排出係数に年間使用量を乗ずる方法

ウ 物性値から理論的に推計する方法

固定屋根式貯蔵タンクにおける受入口スの排出ガス濃度のように、強制通気がない状態で排出される場合は、飽和蒸気圧等の物性値から、液面に接するガス中の濃度を求め、それに排出ガス量を乗じる方法

エ 実測による方法

排出ガスを分析してVOC濃度を測定し、排出ガス量を乗ずる方法

3 VOCの排出又は飛散の防止対策の内容

VOC排出等事業者は、VOCの取扱い実態に即して、技術的かつ経済的に最も適切な排出及び飛散の抑制方法の導入に努める。

なお、VOCの排出又は飛散の防止対策として次の手法がある。

ア 原材料対策による手法

原材料対策によりVOCの排出量を抑制する手法としては、溶剤の低VOC化、非VOC化、ハイソリッド塗料等溶剤含有率の低減、粉体塗料等のVOCが不要な原材料の使用等がある。

また、屋外塗装などの屋外作業に伴ってVOCを大気中へ飛散させる作業についても、VOCを含有しない、又は含有率が少ない塗料を選択することにより、VOCの大気中への飛散の抑制が可能である。

イ 工程管理による手法

工程管理によりVOCの排出量を抑制する手法としては、ふた閉め等溶剤管理の徹底、効率の向上による塗料等使用量の削減、作業工程見直しによるふた開放時間等の短縮等がある。

ウ 施設の改善による手法

施設の改善によりVOCの排出量を抑制する手法としては、施設の密閉化等の蒸発防止策、冷却装置の増設による蒸発量の減少及び回収量の増加、塗装の色替え時の洗浄ラインの短縮による溶剤使用量の削減、製造設備の集約化等がある。

エ 処理装置による手法

処理装置によりVOCの排出量を抑制する手法としては、直接燃焼処理及び触媒燃焼処理等による処理並びに吸着処理による回収・再利用等がある。

なお、燃焼処理で助燃剤を使用する場合は、硫黄酸化物・窒素酸化物等による大気汚染を抑制するため気体燃料等のクリーンな燃料の使用に努める。

また、水溶液にVOCを吸収させ吸収液を排水処理装置により処理する場合は、ばっ気槽などからのVOCの飛散について留意する。

オ その他の手法

これら以外の手法としては、不良率の減少による溶剤使用量の削減、余材の削減による塗布面積等の削減、包装材の小面積化等による塗布面積等の削減、製品の無塗装化等がある。

4 自主的取組計画の策定

VOC排出等事業者は、計画的にVOCの排出削減を図るため、工場又は事業場ごとに、基準年度における大気中へのVOC排出等の量を基準として、目標年度のVOC年間排出等の量を指標とする削減目標値を設定するとともに、これを達成するための具体的方策を定めた「自主的取組計画」の策定に努める。

なお、「自主的取組計画」の策定に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 基準年度

改正法の目標（固定発生源からのVOCの排出等の量を平成12年度から平成22年度までに3割程度削減する。）から、原則として平成12年度とする。

しかしながら、平成12年度の設定が不可能な場合は、平成13年度以降のうち最も古い年度に代えることができる。

(2) 目標年度

「自主的取組計画」に係る目標年度は平成22年度とする。

(3) VOC削減目標値

VOC排出等事業者は、工場又は事業場ごとに、基準年度における大気へのVOC年間排出等の量を基準として、目標年度の年間排出等の量を指標とするVOC削減目標値を設定する。

ア VOC削減目標値の算定方法

目標年度におけるVOC年間排出等の量の目標値（ ）、基準年度におけるVOC年間排出等の量（ ）とすると、

削減率は（ - ） / × 100%により算出される。

イ VOC削減目標値の設定の考え方

VOC排出等事業者は、削減目標値の設定に当たっては、「第3 自主的取組による揮発性有機化合物の排出量及び飛散の量の削減に関する目標」に留意し、原則として「3割」とする。

なお、既に基準年度である平成12年度において削減対策を講じている工場又は事業場にあつては3割以下の目標値設定が現実的な場合もある。一方、基準年度に

において削減対策を講じていない工場又は事業場にあつては、可能な限り高い削減目標を設定するよう努める。

また、経済産業省の指導により業界団体がVOC削減目標を表明しており、多くの業界団体が3割を上回る目標を設定しているので、自社の属する業界の削減目標値も参考とする。

(4) VOC削減目標を達成するための具体的対策

VOC排出等事業者は、「3 VOCの排出又は飛散の防止対策の内容」について検討し、VOCの取扱い実態に即して、技術的かつ経済的に最も適切な排出及び飛散の抑制方法の導入に努める。

(5) VOC削減対策の継続

本県では、昭和61年度から炭化水素対策指導要綱により炭化水素発生施設に対する排出抑制指導を行ってきた。

条例の施行に伴い同要綱は廃止されるが、VOC排出等事業者のうち別表1の施設の種類欄に掲げる施設ごとに、同表の規模要件欄に掲げる規模に該当する施設(旧炭化水素対策指導要綱対象施設)の設置者又は使用者は、別表1の項に対応した別表2の主な排出防止対策の欄に掲げる対策を実施するよう努める。

5 自主的取組計画書・実績報告書の提出

VOC排出等事業者のうち条例第2条第3号の揮発性有機化合物排出事業者は、条例第7条第1項の規定に基づき、条例第2条第2号の自主的取組対象施設を設置する工場又は事業場ごとに、「自主的取組計画書(条例施行規則第一号様式)」を作成し、知事に提出する。

また、同号の揮発性有機化合物排出事業者は、条例第2条第2号の自主的取組対象施設を設置していない工場又は事業場についても、条例第7条第2項の規定に基づき、「自主的取組計画書(条例施行規則第一号様式)」を作成し、知事に提出することができる。

条例第2条第2号の自主的取組対象施設を設置していないVOC排出等事業者であっても、条例第7条第3項の規定に基づき、「自主的取組計画書(条例施行規則第一号様式)」を作成し、知事に提出することができる。

なお、自主的取組計画書を提出したVOC排出等事業者は、条例第8条に規定する「実績報告書(条例施行規則第三号様式)」を作成し、知事に提出する。

6 自主的取組計画の評価

VOC排出等事業者は、VOCの排出及び飛散の実態及び防止対策の実施状況を把握することにより、自主的取組計画の進捗状況を把握し、必要に応じ計画の見直しを行うよう努める。

7 自主的取組計画・実績の公表

VOC排出等事業者は、自らの自主的取組計画及び実績について、インターネットや環境報告書により公表に努める。

なお、知事は、条例第10条の規定に基づき、VOC排出等事業者から提出された「自主的取組計画書」及び「実績報告書」の内容を定期的に公表することとしている。

第5 施行日

平成20年2月5日

別表 1

項	施設の種類	規模要件
1	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり5,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
2	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり1,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
3	揮発性有機化合物を使用する施設のうち、次に掲げるもの（次の項に掲げるものを除く。） イ 塗装施設 ロ 印刷施設 ハ 接着施設 ニ 洗浄施設 ホ 動植物油脂製造施設	一の工場又は事業場におけるこの項の中欄のイからホまでに該当する施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
4	ドライクリーニング施設	一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
5	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物（以下「高揮発性有機化合物」という。）の貯蔵タンク（屋外に設置されているものに限る。密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第五条第二項の規定により算出した容量をいう。以下同じ。）が500キロリットル以上のもの
6	高揮発性有機化合物を消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所又は貨車に充てんし、又は出荷する施設	一の工場又は事業場における当該施設に接続されている高揮発性有機化合物の貯蔵タンク（屋外に設置されているものに限る。）の容量の合計が500キロリットル以上の工場又は事業場に設置されているもの
7	給油取扱所	地盤面下に設置した専用タンクにおいて高揮発性有機化合物を貯蔵する営業用の給油を取扱う施設
8	移動タンク貯蔵所	前欄の給油取扱所に高揮発性有機化合物を運搬する移動式の貯蔵タンク

注 第1項から第6項までの施設は条例第2条第2号の自主的取組対象施設

備 考

- 1 この表において最大の製造量とは、生産施設を通常の状態において最高度に使用した場合の生産量をいう。
- 2 この表において最大の使用量とは、第3項及び第4項の各施設の有する能力を最大限活用（最高度に使用）した場合の使用量をいう。
- 3 この表に掲げる有機化学工業製品とは、日本標準産業分類上の「有機化学工業製品製造業」において製造される製品をいう。
- 4 この表に掲げる油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料とは、日本標準産業分類上の「油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」において製造される製品をいう。
- 5 この表に掲げる塗装施設とは、塗装又はこれに付随する乾燥若しくは焼付けの用に供する施設をいう。また、「塗装」とは、物体の表面に塗料を用いて保護的、装飾的又は特殊性能を持った塗膜を作る作業のことをいう。
- 6 この表に掲げる印刷施設とは、印刷又はこれに付随する乾燥若しくは焼付けの用に供する施設をいう。また、「印刷」とは、原稿をもとに印刷板を作り、印刷機を用いて、インキを被印刷物に転移させる行為をいう。
- 7 この表に掲げる接着施設とは、接着又はこれに付随する乾燥若しくは焼付けの用に供する施設をいう。また、「接着」とは、同種又は異種の固体の面と面を貼り合わせて一体化した状態にすることをいい、染色整理業における業務（コンバーティング）であるラミネート（布とフィルムとを接着剤で貼り合わせること。）、コーティング（布地の表面に樹脂を塗布すること。）、ボンディング（樹脂材料の両面に布を貼り付けること。）及びディップ（含侵。布地に樹脂を染みこませること。）並びにゴム引き（ゴム糊を布等に被覆又は含侵すること。）を含む。
- 8 この表に掲げる洗浄施設とは、揮発性有機化合物を洗浄剤として用いて、機械器具や金属板等を脱脂・洗浄する施設をいい、これに付随する乾燥の用に供する施設を含むものをいう。
- 9 この表に掲げる動植物油脂製造施設とは、揮発性有機化合物による抽出により大豆油、菜種油その他の動植物油を製造する施設をいう。
- 10 この表の3の項の規模要件の欄に掲げる揮発性有機化合物の使用量とは、揮発性有機化合物を含む、インキ、塗料、希釈剤、湿し水、洗浄溶剤、表面加工用溶剤、接着剤及び抽出溶媒について、揮発性有機化合物の含有量を合計した量をいう。
- 11 この表に掲げるドライクリーニング施設とは、揮発性有機化合物をドライクリーニング溶剤として使用するドライクリーニング施設をいう。
- 12 この表の6の項の規模要件の欄に掲げる貯蔵タンクの容量の合計には、密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）貯蔵タンクを含む。
- 13 この表に掲げる給油取扱所とは、固定した設備によって、自動車等の燃料タンクに直接給油するため、高揮発性有機化合物を取り扱う営業用の取扱所をいう。
- 14 この表に掲げる移動タンク貯蔵所とは、車両（被けん引自動車にあっては、前車

軸を有しないものであって、当該被けん引自動車の一部がけん引自動車に乗せられ、かつ、当該被けん引自動車及び積載物の重量の相当部分がけん引自動車によってささえられる構造のものをいう。)に固定されたタンクにおいて、高揮発性有機化合物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。

別表 2

項	主な排出防止対策
1	処理装置の設置
2	
3	当該施設からの合計揮発性有機化合物排出量を、合計揮発性有機化合物使用量の50パーセント以下に削減するための処理装置の設置、原材料対策又は工程管理対策等の実施
4	
5	密閉式又は浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）への改造並びに処理装置の設置
6	移動タンク貯蔵所又はタンク貨車からの高揮発性有機化合物の蒸気を処理するための蒸気返還装置及び処理装置の設置
7	地下タンク内の高揮発性有機化合物の蒸気を有効に移動タンク貯蔵所のタンク内に返還する蒸気返還装置（回収ホースを含む。）の設置
8	給油取扱所の地下タンク内の高揮発性有機化合物の蒸気を有効に移動タンク貯蔵所のタンクに回収する蒸気返還装置の設置

備 考

- 1 処理装置とは、吸着、吸収、凝縮、直接燃焼、接触酸化及び蓄熱燃焼の各方式もしくはこれらの併用方式で処理する装置又はこれらと同等以上の排出防止効果を有する装置とする。
- 2 処理装置（給油取扱所及び移動タンク貯蔵所に設置した蒸気返還装置は除く。）の除去率は、摂氏20度において概ね85パーセント以上とする。